

競争参加資格

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成19年及び21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち近畿地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 近畿地方整備局管内に本店又は支店等の拠点を有すると共に、平成5年度以降において、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等、改革基本法の対象法人を含む）、地方公共団体（都道府県、政令市に限る）、又は災害対策基本法第2条に定められた機関が発注した下記ア）の設備を含む検業務を元請として履行した実績を有するもの。若しくは下記ア）の設備の納入実績を有するもの。

ア）発動発電機（自動起動方式）および高圧（特別高圧を含む）受変電設備

- なお、納入実績は同一契約でなくてもよいものとする。
- ⑤ 本業務の配置予定管理技術者は、平成20年 2月 4日の時点で次のア) からエ) のいずれかひとつの条件及びオ) の条件を満たすこと。なお、業務経験は、平成5年度以降におけるカ) に示すいずれかの設備の点検実務の実績とする。
- ア) 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。
- イ) 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
- ウ) 上記ア) 及びイ) 以外の者で、10年以上の業務経験を有する者。
- エ) 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
- ・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子部門））
 - ・電気主任技術者（1～3種のいずれかの資格を有する者）
 - ・1級電気工事施工管理技士
- オ) 配置予定管理技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内にあること。
- カ) ・発動発電機（自動起動方式）若しくは高圧（特別高圧を含む）受変電設備
- ⑥ 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒540-8586
大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階
近畿地方整備局 総務部 契約課
電話 06-6942-1141（内線2536）
- (2) 入札説明書の交付場所 上記(1)に同じ
- (3) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）及び紙入札方式による証明書等の受領期限 平成21年 2月 4日 16時00分
- (5) 電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書等の受領期限
平成21年 2月27日 16時00分
- (6) 開札の日時及び場所 平成21年 3月 2日 13時30分
近畿地方整備局 入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
- ① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
 - ② 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な入札書類データ（証明書等）を上記3(3)に示すURLに提出しなければならない。
- なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのＩＣカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、本業務は平成21年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務に係る開札の日には、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成21年4月1日とする。

なお、本業務は、平成21年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該業務に係る平成21年度の予算成立が4月2日以降となった場合、落札決定及び契約締結は予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されている時は全額の計上とするが、全額計上されていない時は全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(7) そ の 他 詳細は入札説明書による。